

岩手県野球協会役員等慶弔基準要綱

岩手県野球協会役員等慶弔基準要綱を次のように定め、平成27年4月1日から適用する。

第1 この要綱は、岩手県野球協会役員等の慶弔等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 第1に定める慶弔等の基準は、別表のとおりとする。

第3 事務局長は、別表に掲げる事由が発生したときは、理事長を経由し、会長に直ちに報告するものとする。

第4 会長は、前条の報告を受けたときは、速やかに事実確認を行い、対応するものとする。

第5 会長は、元役員又は関係機関、団体等について、特別の事情があると認めるときは、別表の慶弔等基準にかかわらず慶弔等を行うことができるものとする。

別 表

慶 弔 等 基 準

区 分	事 由	基 準 内 容
祝 意 謝 意	叙勲・褒章	岩手県野球協会表彰審査委員会規程に基づく特別表彰
	退 任	勤続30年以上 感謝状及び記念品の贈呈
	餞 別	関係機関、団体関係者等への餞別（第5適用）
弔 慰	弔 事	香典 5,000 円、供花 1 基（時価）、弔電 弔辞（顧問、参与、会長、副会長、ブロック長、理事長 職にある者を基準とする。） 会長へ法要の案内があった場合 香料 10,000 円 配偶者等同居する家族の場合 香典 3,000 円、弔電
見 舞	入 院	10 日以上入院 見舞金 5,000 円
	災 害 罹 災	住宅全失の場合 見舞金 5,000 円

（平成27年3月22日理事会決定）